



問題点2

放課後児童クラブは
学齢期の子どもたちの
安心・安全な生活の場！
子どもたちの環境改善を早急に…

▶放課後児童クラブは、児童福祉法の中で、主に小学校低学年1～3年生を対象に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）として位置づけられています。

学校が終わった放課後だけではなく、土曜日、夏・冬・春休み、学校の振替休日など、一年を通すと長い時間、家庭に代わる子どもたちの大切な生活の場となっています。

そして、ここでは、お腹がすいたらおやつや昼食を食べる、休みになったらゴロンと横になる、体を動かして遊ぶなど、この年齢の子どもが子どもとして、当たり前のように生活できる環境を整える必要があります。

しかし、放課後児童クラブには施設基準がありません。

子どもたちのために、良好な環境の確保が必要です。



学童期の子どもたちと働く指導員のために

放課後児童クラブの 労働環境の改善を



10年以上
この児童クラブで
働いています。
だけど、今も
時給800円…。
辛いです。



この仕事を、
ずっと続けていきたい。
だけど…
この労働環境では

学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！

問題点1

子どもたちを支える指導員は、
「募集しても人が集まらない」！
指導員の賃金・雇用の充実など
労働環境の改善を

▶放課後児童クラブは、子どもたちの環境改善と同時に、子どもたちを支える指導員のあり様が大きな課題になっています。

長年働いても時給800円の指導員など、低賃金・不安定雇用の状況では指導員が「募集をかけても人が集まらない」という状況になってしまいます。

また、休憩室や更衣室などが未整備なクラブも多く、賃金含めて、早急な環境改善が必要です。

玉 は、2008年度予算で放課後児童クラブを20,000か所とする整備目標を立てました。2007年度までの実施状況は、16,685か所です。

放課後クラブガイドラインより抜粋

(2007年10月19日厚生労働省より通達)

6. 放課後児童指導員の役割

- ①子どもの人権の尊重と子ども個人差への配慮
- ②体罰など、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持



保護者の状況

- *仕事 *療養
- *介護など
- *昼間家庭保育ができない

保育所



国が建物や職員数などの基準を決めている

市区町村で **格差がない**

放課後児童クラブ



国は建物や職員数の基準を決めていない

市区町村で **格差がある**

2007年度

児童館・学童保育（放課後児童クラブ）実態調査報告より（抜粋）

放課後児童クラブ職員の雇用実態



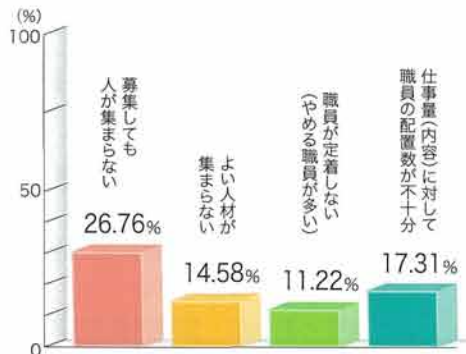
※回答数736市区町村で、その内、放課後児童クラブ（以下クラブ）が「あり」と答えた市区町村は624か所でした。

全日本自治団体労働組合 社会福祉評議会 / 東京都千代田区6番町1

I 職員の募集をしても人が集まらない

【問題点】 (市区町村単位)

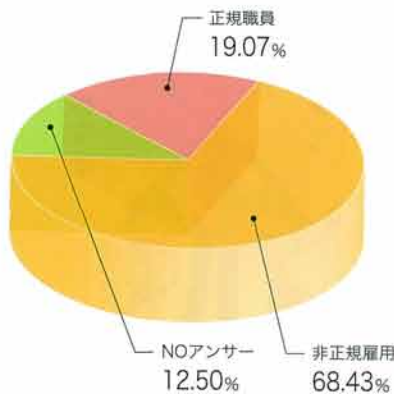
募集しても人が集まらない	167
よい人材が集まらない	91
職員が定着しない	70
仕事量に対して配置数が不十分	108
NOアンサー	188
合計	624



II 非正規職員が支えている

【雇用形態】 (市区町村単位)

正規職員	119
非正規雇用	427
NOアンサー	78
合計	624

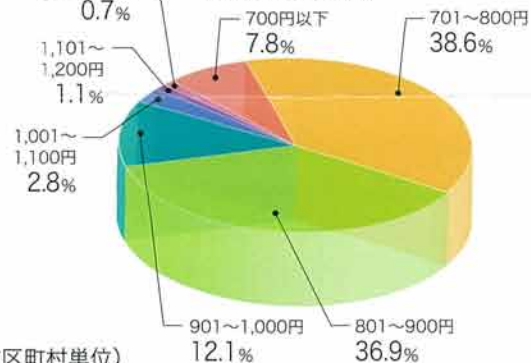


III 時給900円以下の職員が8割以上いました

【時間給全国集計】 (市区町村単位)

700円以下	22
701~800円	109
801~900円	104
901~1000円	34
1,001~1,100円	8
1,101~1,200円	3
1,201円以上	2
合計	282

【時間給の内訳】



【時給制と労働時間の比較】 (市区町村単位)

	20時間以下	21~30時間	31~40時間	41時間以上	無回答
700円以下	10	7	1	0	4
701円~800円	44	28	17	2	18
801円~900円	39	30	19	2	14
901円~1,000円	8	15	5	0	6
1,001円~	6	5	1	0	1
合計	107	85	43	4	43

※時給職員を採用している市区町村は282か所でした

学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！